

東京都北区分別収集計画

令和4年6月23日策定

1 計画策定の意義

廃棄物処理及び清掃行政は、廃棄物の発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫等を背景に、従来の焼却処理及び埋立処分を中心としたものから環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。循環型社会の形成にあたっては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめとする関係法令の遵守に加え、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄といった経済性及び効率性を優先した社会経済システムを見直し、社会を構成する消費者、事業者及び行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、適切に履行することが求められる。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行されてから21年が経過し、消費者の分別意識の向上や容器包装廃棄物の分別収集が浸透してきたが、循環型社会の形成や資源の有効利用のためにも、より一層の取り組みの推進が必要である。

国は、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げている。また、令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略では、重点戦略としてレジ袋の有料化をはじめとするリデュースの徹底が掲げられ、生活に身近な容器包装廃棄物の排出抑制等の取り組みの強化が求められる。

北区では、平成31年1月に東京都北区資源循環推進審議会から「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」の答申を受け、「ごみの減量」を基本としつつ、北区災害廃棄物処理計画を踏まえた運用ルール策定、区民の意識改革、家庭ごみの有料化や戸別収集の地域拡大を視野に入れた、コストや情報の「見える化」などについて提言された。

このような状況を踏まえて、より一層のごみの減量や資源化促進、適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、令和2年3月に北区一般廃棄物処理基本計画2020を策定し、区民1人1日あたりのごみ総排出量及び区民1人1日あたりのごみ排出量を新たなごみの減量目標として掲げ、ごみの減量施策や資源化施策を推進していく。

本計画は、容器包装リサイクル法第8条に基づき、これまでの北区における循環型社会形成のための理念や施策を踏まえた上で策定するものであり、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化することによって、資源の再利用と廃棄物の減量を促進することを目的とするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっては、北区一般廃棄物処理基本計画 2020 に示された以下の基本理念と基本方針に準拠するものとする。

(1) 基本理念

計画目標年次(令和9年度)において、北区一般廃棄物処理基本計画 2020 の基本理念である「**～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～**」のもとに、さらなるごみの減量化、資源化の促進と適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちづくりを目指す。

(2) 基本方針

前述した基本理念のもと、本計画を実施するにあたっての基本方針を次のとおり定める。

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

食品ロスの削減やプラスチックごみの削減を推進していくためには、区民の主体的な取り組みが不可欠であり、区民による主体的な取り組みが普及していくためには、製品を製造・販売する事業者による拡大生産者責任に基づく取り組みが重要となる。

区は、区民に対して3Rについての周知を行いライフスタイルの転換を働きかけるとともに、事業者に対しても拡大生産者責任に対する取り組みを強く求めていくなど、循環型社会の形成に向けたコーディネータとしての役割が求められている。

区民、事業者、区が、ごみの減量に向けて相互に連携、協力し、それぞれの役割を果たすことにより3Rを推進する。

② さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進

区ではリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の2Rに重点をおいた取り組みを強化するとともに、プラスチックなど新たな資源化品目の検討、ごみの中に含まれる資源物の回収など、リサイクル(再生利用)の取り組みも強化していく必要がある。また、廃プラスチック類についても、環境負荷や経済面など様々な観点に留意しつつ、令和4年度に区内一部地域での分別回収を開始し、令和5年度には区内全域での分別回収実施により可燃ごみの減量化と資源化を推進する。

なお、他自治体においてごみ減量への効果を実証されている家庭ごみの有料化についても検討が必要である。増加する事業系ごみについては、事業者の排出者責任に基づく発生抑制や、リサイクルによるごみ減量を促進していく必要がある。

家庭ごみ、事業系ごみについて、発生抑制・排出抑制を第一とし、排出された廃棄物については可能な限りリサイクルに努めることで、さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進する。

安全で安心なごみの適正処理の推進

区は、区民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、排出されたごみ・資源を遅滞なく収集し、環境への負荷を可能な限り低減させる方法で適正に処理・リサイクルをする必要がある。

有害性、危険性のあるごみについては、環境への流出や事故が発生しないように、安全に処理を行うとともに、ごみ出し困難者へのきめ細かな対応や災害時における円滑なごみ処理を行える

体制を構築することにより、安全で安心なごみの適正処理を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期、令和9年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定するものとする。

計画期間	令和5年度～令和9年度
------	-------------

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	23,063	23,236	23,422	23,624	23,766

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を推進する。

- (1) 区民・事業者・区の協働による3Rの推進
 - ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充
 - ② 区民へのきめ細かい情報提供
 - ③ 環境学習などによる人材育成の推進
 - ④ エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援
 - ⑤ 事業者等の自主的な取り組みの推進
- (2) さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進
 - ① 生ごみの減量と食品ロスの削減
 - ② 雑がみの資源化
 - ③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化
 - ④ プラスチックごみの減量
 - ⑤ 戸別収集の地域拡大の検討
 - ⑥ 家庭ごみの有料化の検討
 - ⑦ 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
 - ⑧ 効果的な排出指導体制の構築
 - ⑨ 優良事業者表彰制度の創設
- (3) 安全で安心なごみの適正処理の推進
 - ① 効率的な収集運搬体制の構築

- ② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ③ 安全な収集運搬体制の構築
- ④ 事業経費の分析と情報提供の実施
- ⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの維持・管理
- ⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用
- ⑦ 安定的な中間処理体制の維持
- ⑧ 北清掃工場の建替計画への対応
- ⑨ 中間処理運営状況等の情報提供
- ⑩ さらなる最終処分量の削減を目指した協力体制の強化
- ⑪ 災害廃棄物への対応

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の設備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、北区が有する収集機材、施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック 発泡トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	557		551		546		541		534	
主としてアルミ製の容器	454		450		445		441		435	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,140		1,136		1,131		1,127		1,119	
	(引渡) (引取)									
	0	1,140	0	1,136	0	1,131	0	1,127	0	1,119
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	500		498		496		495		491	
	(引渡) (引取)									
	500	0	498	0	496	0	495	0	491	0
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	847		843		840		837		831	
	(引渡) (引取)									
	847	0	843	0	840	0	837	0	831	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	15		15		15		15		15	
主として段ボール製の容器	5,011		5,142		5,276		5,414		5,539	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,647		1,707		1,770		1,834		1,895	
	(引渡) (引取)									
	0	1,647	0	1,707	0	1,770	0	1,834	0	1,895
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,194		2,215		2,235		2,255		2,269	
	(引渡) (引取)									
	2,191	3	2,211	4	2,231	4	2,251	4	2,265	4
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		4		4		4		4	
(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)	(引渡) (引取)		
うち発泡トレイ	0	3	0	4	0	4	0	4	0	4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量} \times \text{分別排出率}$$

分別基準適合物ごとの過去数年の収集実績と人口変動率を基に容器包装廃棄物の排出量の推移を求め、排出時の協力率を基に算定した分別排出率を乗じて算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階	
スチール製容器	缶	<ul style="list-style-type: none"> ・区委託業者によるステーション回収 ・区民団体による集団回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者 ・民間業者 	
アルミ製容器				
ガラス	びん	<ul style="list-style-type: none"> ・区委託業者によるステーション回収 ・区民団体による集団回収 		
				無色のガラス製容器
				茶色のガラス製容器
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・区委託業者による拠点回収 ・区民団体による集団回収 		
段ボール	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・区委託業者による集積所回収 ・区民団体による集団回収 		
ペットボトル	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・区委託業者によるステーション回収 		
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> ・区及び区委託業者による集積所回収 		
	発泡トレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・区委託業者による拠点回収 		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 項）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理（選別・圧縮・保管等）
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス 等	2 t パッカー車	民間業者の施設
段ボール	段ボール	バラまたは 縛る	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
ペットボトル	ペットボト ル	網袋等	2 t パッカー車	委託業者の施設
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プ ラスチック	袋出し	2 t パッカー車 軽小型車	委託業者の施設
	発泡トレイ	回収ボックス	2 t パッカー車	委託業者の施設

集団回収については、各団体と契約している民間業者において収集し、中間処理を行う。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第 8 条第 2 項 7 号）

区民や事業者の幅広い意見や要望を反映させ、かつ区民・事業者・区の三者の協力と役割分担のもと、分別収集と再商品化が円滑に推進できるよう、既存の清掃協力会・地域リサイクラー協議会との連携等を検討し、三者が一体となった推進体制を整備する。

また、区民や事業者による資源回収を促進するため、集団回収に対する支援、広報による普及啓発等を行う。